

## ■議案第17号 四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の策定について

---

### 【計画策定の趣旨】

本町の高齢化率は、平成26年11月末に40%を超え、全国より約10年先行した状況にあります。これまでも国の動向や法改正の趣旨等に沿って、福祉施策の充実やサービスの基盤整備をはじめ、高齢者が地域において、いきいきと安心して暮らすことができるよう、取り組みを推進してきました。

今後、総人口が減少を続ける中、財政の健全性を維持しつつ、地域と連携して、必要な人に必要な支援が適切に提供できる仕組みづくりと、介護保険事業の安定的な運営を図っていく必要があります。

本計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）が平成26年度で終了することを受け、高齢化率がピークを迎える時期を見据え、超高齢社会の諸問題に対応していくために策定するものです。

### 【計画の法的根拠及び位置づけ】

「四万十町総合振興計画」を上位計画とし、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定しました。

また、本計画は、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化が本格化する平成37年を見据えた対応を進めるために、第5期で開始した地域包括ケアシステム構築のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化させ、平成37年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画という位置づけを有しています。

### 【計画の期間】

「介護保険事業計画」は介護保険法の規定に基づき3年を1期として計画内容を見直す必要があるため、本計画は平成27年度から平成29年度を計画期間として策定します。また、「高齢者福祉計画」についても「介護保険事業計画」と一体的に策定することが定められているため、同様に平成27年度から平成29年度を計画期間とします。

### 【計画策定の体制】

「四万十町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、費用負担関係者、福祉関係者からなる「四万十町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」を開催し、本計画を策定しました。

具体的には、第5期計画の達成状況や課題を検討し、第6期計画の原案を検討した後、パブリックコメント手続きを実施して計画に反映しました。

計画の素案策定にあたっては、日常生活圏域ニーズ調査を実施した結果を踏まえ、健康福祉課、地域包括支援センターを中心に県と連携を図りながら策定しました。

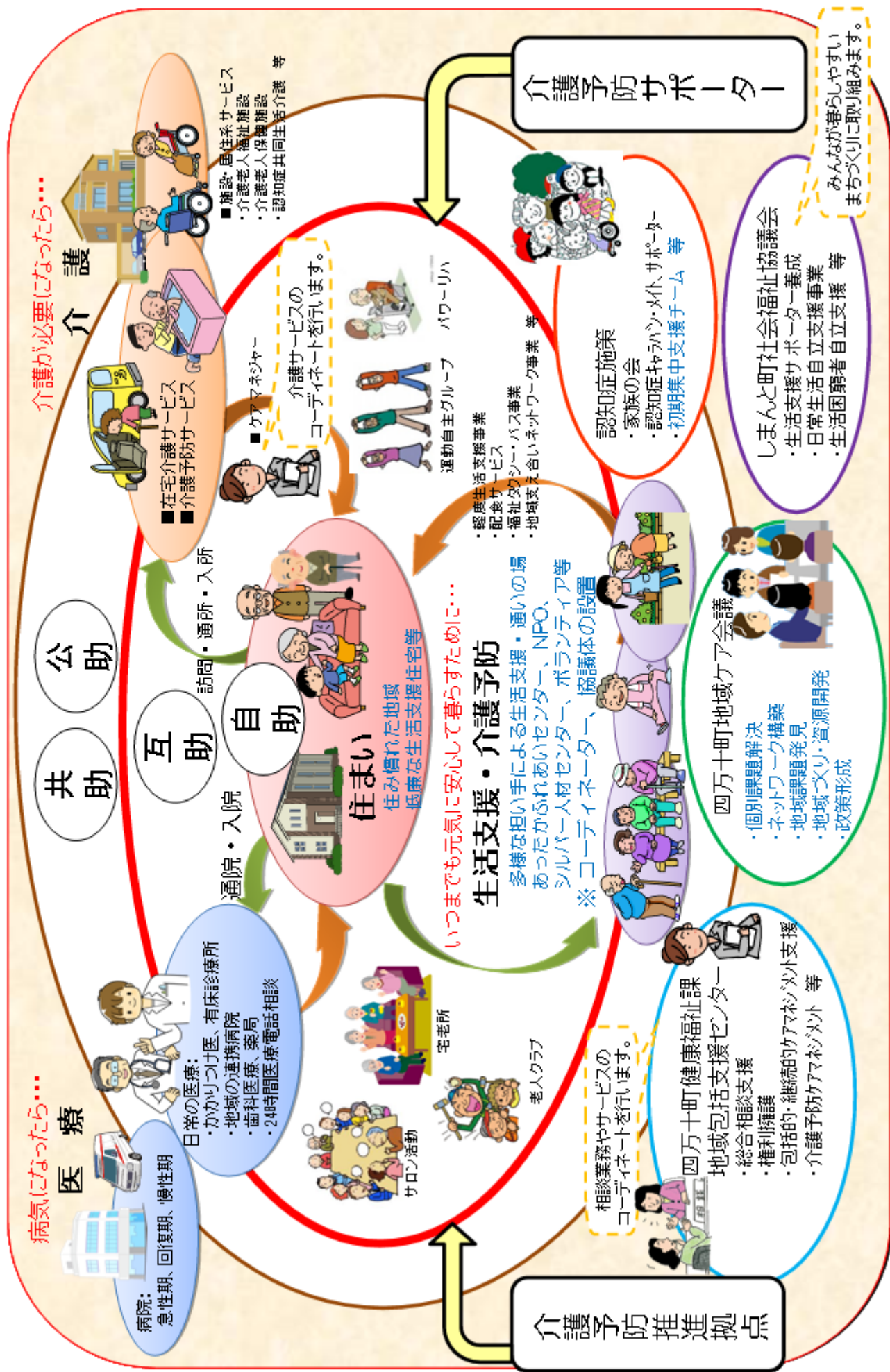
## 【基本理念】

本計画における基本理念は、第3期計画から掲げてきた『地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり』を継承し、計画の推進を図ります。

高齢になっても、可能な限り、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、自宅をはじめとする住まいを確保した上で、医療、介護、介護予防及び生活支援を一体的に提供するための地域づくりを目指します。このような地域包括ケアシステムの構築は、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を組み合わせることにより、実現されます。

本町では、特に「介護予防」の観点を重視し、介護予防推進拠点の整備や介護予防サポーターの養成を図り、各地区の介護予防に資する活動を支援します。

# 四万十町地域包括ケアシステムの構築



## 【基本目標】

将来像の実現及び地域包括ケアシステムの構築に向けて、4つの基本目標を掲げます。

### （１）地域における安心な生活の確保

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自立した生活を送れるよう、生活支援のサービスや相談窓口を充実します。

また、個々の状態変化や意向に応じて切れ目のない各種福祉サービスを提供し、高齢者とその家族の生活を支援します。

### （２）地域包括ケアシステムの構築

高齢化がさらに進む今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加するなか、介護や支援が必要となっても、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）が必要です。

また、近所でのつながりや行政、各種関係機関、民生委員児童委員、NPO、ボランティア等が連携を図り、地域全体で高齢者の生活を支えるための地域ネットワークを強化します。

### （３）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防推進拠点を整備して支援するとともに、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、高齢者自らが主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を目指します。

### （４）介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険事業全般の充実と質の向上を目指し、必要なサービスの提供体制を確保するとともに、質の高い介護サービスやケアマネジメントを実現する様々な施策を推進し、利用者の視点に立った利用しやすい環境づくりを目指します。また、将来に渡り安定してサービス提供ができるよう、介護給付適正化等にも取り組みます。

## 【基盤の整備】

### （１）低廉な生活支援住宅の整備

自立した在宅生活を送ることが困難、あるいは不安になってきた低所得の高齢者等が、地域において安心して暮らせるようにするため、日常的な生活支援サービスが提供される環境を整えた、低廉な家賃の住まいを整備します。

### （２）介護予防推進拠点の整備

介護予防推進拠点は、住民が積極的に介護予防活動に参加していける仕組みをつくるため、高齢者個人や宅老所・運動自主グループ等介護予防グループ支援の中心的な役割を担い、介護予防健診等を実施するところです。

介護予防推進拠点を整備し、年数回の専門的な介護予防健診（評価）を行いま

す。個人や介護予防グループ等で運動している高齢者が、日頃の運動による自らの予防度合を知ることで、更に運動を継続する意欲が湧き、また、運動をやっていない高齢者は運動を始めるきっかけとすることで、日常生活の維持・改善を目指します。

さらに、介護予防サポーターの育成や組織化を図り、介護予防グループ等の拡大や発展的な支援につなげます。

#### (3) 小規模多機能型居宅介護施設（予防含む）の整備

在宅介護を支援するため、小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行う介護施設を1施設整備します。

#### (4) 認知症対応型通所介護施設（予防含む）の整備

在宅介護を支援するため、認知症の状態にある要介護者が、通所施設等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う介護施設を1施設整備します。

### 【介護保険料の設定】

介護給付費については、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加のほか、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所等の開設やショートステイの増床、今後在宅介護を支援するため予定している小規模多機能型居宅介護施設や認知症デイサービスセンターの新設などさまざまな要因から、サービス利用量の増加が見込まれます。また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率の改正（21%から22%へ）も保険料の上昇要因となります。

こうした要因を加味して、平成27年度から平成29年度までに必要な介護保険のサービス利用量を推計した結果、第6期計画の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）を5,400円とします。（第5期計画の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）は4,900円でした。）

また、介護保険法施行令等の改正に伴い、第1号被保険者の保険料に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正されたため、それに基づいて保険料基準額に乗じる割合の措置を講じました。また、所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減措置（第1段階の被保険者は基準額の50%を45%に）を行いました。

### 【その他本計画に反映されている主な見直し・改正点等】

- ① 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化を図ります（新総合事業への移行）。（平成29年4月～）
- ② 特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化します（新規入所者を、原則、要介護3以上に限定）。（平成

27年4月～)

- ③ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ上げます（平成27年8月～）。
- ④ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産などを追加します（平成27年8月～）。